



令和2年12月17日  
防災企画課

## 南魚沼市、湯沢町に災害救助法を適用します

令和2年12月16日からの大雪による災害により、高速道路の渋滞で道路上に取り残された多数の車両の運転者等が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、救助が必要となっていることから、南魚沼市及び湯沢町に災害救助法を適用することといたしました。

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 適用市町村 | 南魚沼市、湯沢町            |
| 2 適用年月日 | 令和2年12月17日          |
| 3 内 容   | 救助に要した費用を県と国が負担します。 |

本件についてのお問い合わせ先

〔担当〕 防災企画課 防災事業係 大淵、笹川

(直通) 025-282-1606

(内線) 6419